

岡山県生涯学習センター太陽の丘公園遊具整備事業 公募型プロポーザルに伴う要求水準書

1 本要求水準書の意義

本要求水準書は、岡山県（以下「県」という。）が岡山県生涯学習センター「太陽の丘公園遊具整備事業（以下「本事業」という。）」の設計・施工一括発注公募型プロポーザル参加者に求める提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、この要求水準書に明記されている事項を満たした上で、本事業に関する提案を行うことができる。また、審査結果、本事業を受注した者（以下「受注者」という。）は、工事期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

2 事業の概要

(1) 場所

岡山市北区伊島町3丁目1番1号（県生涯学習センター内）
遊具の設置可能範囲は別添資料「配置図」のとおり。

(2) 事業期間

契約締結の日から令和7年3月17日（月）まで

(3) 契約上限金額

73,434,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 業務内容

- ① 受注後、設計前段階における利用者等からの意見収集・集計業務
 - ② 実施設計一式（金入り設計書、設計図面等の成果品の提出を含む。）
 - ③ 遊具等の整備工事一式
 - ④ 恐竜型滑り台改修工事
- ※ 上記の業務内容の他、契約上限額の範囲内で実施可能な提案があれば、追加提案を可能とする。

3 要求水準

(1) 全体（共通事項）

遊具の設置可能範囲において、地形等の特徴を有効活用するとともに安全に配慮し、冒険心を育むなど、特に子どもの成長に有意義な空間として適切な「テーマ」を設定の上、可能な限り多くの利用者が親しむことができる遊具等の配置とすること。

(2) 意見収集、実施設計

- ①意見収集は子ども及び子どもを養育する者その他の関係者の意見を本事業に反映させるために実施するものであること。
- ②デザインパースを3案作成し、これを明示した形でのアンケートによる意見収集は必ず行うこと。ただし、意見収集を更に充実するために追加的な手法の実施を提案することは妨げない。
なお、受注者は自身が受注者であることを通知された日の翌日を起算日として、3日以内にデザインパース3案を県に提出し、案のコンセプト等を説明しなければならない。
- ③質問項目の設定、意見収集の実施期間などの具体的な内容は県と協議の上決定すること。
- ④受注者は契約金額の範囲内で、意見収集の結果を反映した設計案を作成し、県と協議し、承諾を得た上で実施設計一式を作成すること。

(3) 遊具等

- ①遊具（設置を含む）は次の基準を満たすとともに、公園施設団体賠償責任保険（同等以上の保証内容の保険も可能）の対象となる製品であること。
 - ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）
 - ・「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）
- ②太陽の丘公園の代名詞となるような、魅力あるデザインとすること。
- ③遊具の設置数は指定しないが、遊具の設置範囲の中で安全基準を満たすことはもとより、動線などに配慮した内容とすること。
- ④遊具の対象年齢は3歳以上とするが、未就学児、6歳から12歳までの児童を想定した遊具をバランス良く設置することが望ましい。また、それぞれの利用者の年齢を意識したエリア分けや年齢に応じた保護者の見守りの在り方を想定した工夫を施すこと。
- ⑤遊具設置後の運営管理のしやすさ及びランニングコストに配慮し、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達しやすいものが好ましい。なお、整備後15年間で想定されるランニングコスト（内訳あり）を提示すること。
- ⑥遊具の材質は腐食しにくく、耐久性に優れたライフサイクルコストに配慮したものとすること。なお、特に滑り台を設置する場合は、日差しによる高温化への対応を想定し、滑走部の材質を検討すること。
- ⑦安全性を考慮し、遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内看板等を適切に配置すること。

- ⑧ 恐竜型滑り台の改修後の用途は遊具に限定しないが、太陽の丘公園のシンボルとしてふさわしい用途を想定すること。また、外観の変更は安全確保などのやむを得ないものを除き必要最低限の改修とすること。
- ⑨ 遊具等の設置に伴い必要となる付帯工事等がある場合は、契約金額の中で対応すること。
- ⑩ 3（1）の水準を達成するために、遊具以外の植栽や工作物の設置、撤去及び移設並びに土地などの改良などを提案することができる。その際に必要となる工事費用は契約金額の中で対応すること。
- ⑪ 音や光などを発する遊具について制限は設けないが、太陽の丘公園の周辺が住宅地であることなどを考慮したものが望ましい。

4 施工条件

（1）施工時間帯

原則として、施工時間は9時から17時までとするが、曜日の指定はない。ただし、県生涯学習センター所長が認める場合は、この限りではない。また、併設されている鳥城高校の行事の都合上、施工日時を制限することもある。

（2）共通仕様

- ① 「岡山県土木工事共通仕様書（公告日における最新のもの）」（岡山県土木部）及び「公園緑地工事施工管理基準」（国土交通省）等に準じて施工すること。
- ② 製作工場内等における遊具の品質管理検査（部材塗装前の溶接状況、塗装厚確認等）、竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

（3）建築副産物

現場から発生する建築副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等を遵守し、適切に処分すること。

（4）安全管理

- ① 開所している県生涯学習センターの敷地内で行う工事であり、センター利用者の安全を第一とすること。
- ② 工事車両等の通行の際は、必要に応じて舗装等を傷めないよう養生等による適切な対応を行うとともに、交通誘導員を配置するなど十分な安全対策を講じること。
- ③ センター内の施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

（5）連携調整

搬入路確保、施工手順、資材保護等を県と連携調整しながら確実に行うこと。

5 県の責務

県は、受注者が本事業を遂行するに当たり必要な場合、県の持つ情報の収集や資料提供等の協力を行う。

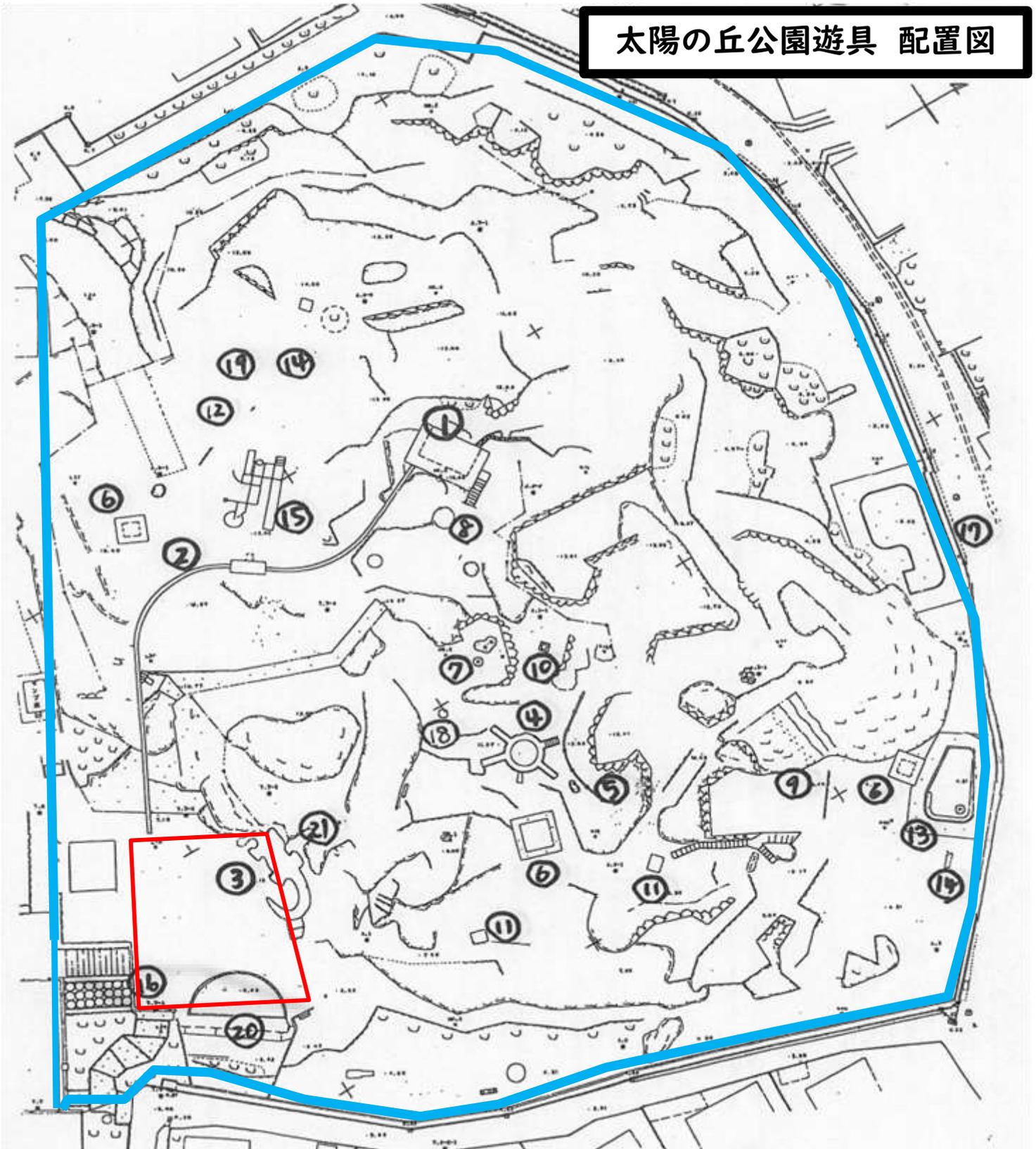
6 著作権等

本事業により得られた成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）その他の権利は、県に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

7 疑義

本要求水準書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに県と協議の上、指示、承認を受けるものとする。

太陽の丘公園遊具 配置図



 ⇒ 遊具設置禁止範囲

 ⇒ 遊具設置可能範囲